# 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案の概要 (消費税の税率の引上げに伴う賃金総額の計算の特例についての暫定措置)

### |1. 改正の趣旨・内容|

## ○ 請負による建設の事業における労働保険料徴収の仕組み

請負による建設の事業については、元請負人が全体の事業についての事業主として、 工事全体の保険料の納付等の義務を負うこととなっている(労働保険の保険料の徴収 等に関する法律(昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。)第8条第1項)。

また、建設の事業については、数次の請負によって行われるのが常態であるため、元請負人がその工事全体の支払い賃金総額を正確に把握することが困難な場合があることから、特例として元請負人が請け負った工事全体の請負金額に労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則(昭和47年労働省令第8号。以下「徴収則」という。)別表第2に掲げる率(以下「労務費率」という。)を乗じて得た額を賃金総額として労働保険の保険料額を算定することとされている(徴収法第11条第3項、徴収則第12条及び第13条)。

なお、労務費率は、労災保険の料率改定と併せて3年に一度、見直されてきており、 直近では平成24年4月1日に改定が行われたところ。

#### 〇 消費税の引き上げに伴い生じる問題点

平成26年4月1日に消費税率(地方消費税率を含む。以下同じ)が5%から8%に引き上げられた場合、工事の請負金額に対し消費税率は8%が適用されることとなるが、現在の労務費率は5%の消費税率を前提としているため、実質的に賃金総額に変更がない場合であっても、保険料の計算上、賃金総額が増額されるという不都合が生じる。

他方、労務費率の改定に当たっては、請負金額に占める賃金の割合の実態調査(労務費率調査)を行い、その結果に基づいて各業種の労務費率を決定する必要があるところ、現時点においては、消費税率の引上げが賃金総額等に与える影響は未知数であることから、消費税率の引上げに併せて労務費率を改定することができない。

このため、新消費税率を踏まえた新たな労務費率が設定されるまでの間、暫定的に、請負による建設の事業であって労働保険の保険料額の算定に当たり、請負金額に労務費率を乗じて得た額を賃金総額とするものについては、賃金総額の算定に際して、請負金額に 108 分の 105 を乗じて得た額に、現行の労務費率を乗ずることにより、保険料の計算上、賃金総額が増額されないようにすることが必要となる。

なお、平成9年に消費税率が3%から5%に引きあげられた際にも、同様の暫定措置 を講じているところ。

#### 2. 公布時期

平成26年3月下旬(予定)

#### 3. 施行期日

平成26年4月1日(予定)